

[事案 29-100] 一括支払金割増請求

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

年金を一括で受け取る場合も受取額の最低保証があるとの説明を受けていたことを理由に、説明されていた金額の一括支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 2 月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、募集人は、据置期間満了後に積立金を一括で受け取る場合も、年金で受け取る場合と同様に一時払保険料の 105 パーセントが保証されるとの虚偽の説明をしたので、一時払保険料の 105 パーセントの金額を一括で支払ってほしい。

<保険会社の主張>

契約時に募集人が申立人に交付した商品パンフレットや設計書には、一括受取の場合には最低保証がない旨の記載があり、募集人は申立人にその旨の説明をしていたことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、一時払保険料の 105 パーセントの一括支払いを認めることはできず、また、募集人による虚偽の説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。